# 大子町定住促進教育ローン支援事業

大子町の未来の担い手を応援します

若者のUターンを促進

教育ローンを借りる方に最大100万円を助成します



#### 対象者 ※次の全てに該当する方

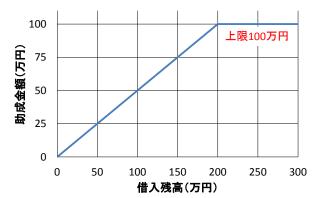
- 教育ローンを借りている
- ・子が平成28年3月以降に大学等\*1を卒業する(下表参照)
- ・子が大学等を卒業した年の12月末まで\*2に大子町にUターンし、その後5年以上 定住する意思がある
- ・所得が1,000万円以下で、町税を滞納していない
  - ※1 大学等とは、大学のほか、大学院、短期大学、専門学校及び高等専門学校(18歳以上に限る。)を含みます。 ※2 4月から12月までの間に大学等を卒業した方については、大学等を卒業した年の翌年の12月末まで

卒業年度 入学年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27			対象									
28				. [								
29			対象外	` [								
30			1									

## 助成金の額

・大学等卒業時点における借入残高の1/2と100万円のうちいずれか少ない金額 (下表参照)





### 手 続

- ① 金融機関と教育ローンの契約をする前\*1に、町に登録申込みをします。
- ② 大学等を卒業した年度の次の年度から5年間、毎年、申請をします\*2。
- ③ 申請から1~3か月後、町から助成金が交付されます。
  - ※1 平成20年4月から平成27年4月までの間に大学等に入学した方で、平成28年3月以降に大学等を 卒業する方の申込期間については、金融機関と教育ローンの契約をした日に関わらず、平成28年12月 末までとなります(下記例2参照)。
  - ※2 申請期間は、毎年1月4日から1月31日までです。

#### 例1 平成28年4月に大学に入学し、平成32年3月に大学を卒業した場合

28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	33年度 34年度		36年度
1			月31日に	②助成金申請(1回目)	②助成金申請(2回目) 最大1007	②助成金申請(3回目) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	②助成金申請(4回目) で交付(4回目) でででする。	②助成金申請(5回目)

#### 例2 平成24年4月に大学に入学し、平成28年3月に大学を卒業した場合

24年度	25年度	25年度 26年度		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
文 学		1 2月28日ま を行ってくださ 1 参照		(1)登録申込み(1)回目)	②助成金申請(2回目)	②助成金申請(3回目)	②助成金申請(4回目)	②助成金申請(5回目)③助成金交付(5回目)

# 大子町役場 まちづくり課 ☎0295-72-1131 ⊠ machi@town.daigo.lg.jp

- ・制度の詳細については、大子町定住促進教育ローン支援事業実施要綱 をご覧ください。
- ・その他ご不明な点等については、役場まちづくり課にお問合せください。

